

知的障がい児施設の「見直し方針」

平成24年3月

健康福祉部

<経 過>

- 最上学園、やまなみ学園、鳥海学園の知的障がい児3施設は、平成22年度の山形県行政支出点検・行政改革推進委員会<行政コスト・チェック委員会>において、出先機関のあり方についての検討対象施設となり、委員会に設けられた専門部会（民生・教育部会）で検討が行われ、平成23年2月14日に「見直しの方向性」が決定された。概要は以下のとおり

<出先機関の「見直しの方向性」について（民生・教育部会）>

知的障がい児施設について（抜粋）

知的障がい児施設については、組織運営の方向性は概ね適当であるが、入所機能については、入所状況等を踏まえ、より効率的な組織体制のあり方や加齢児※の成人施設への移行に向けた環境整備について、在宅支援機能については、圏域ごとのニーズに応じた機能強化等が必要であり、そのための組織体制のあり方について検討すべきである。

また、一部業務の民間委託など組織運営を見直すべきである。

※加齢児：障がい児施設の入所者のうち18歳以上の者

- 本案の作成にあたっては、コスト・チェック委員会で決定された見直しの方向性を踏まえながら、部内で検討を行ってきたところであり、今後、障がい福祉関係の審議会である「山形県障がい者施策推進協議会」からの意見を聴取したうえで、最終案を決定する予定である。

(1) 知的障がい児施設の現状

●最上学園<新庄市>、やまなみ学園<長井市>、鳥海学園<遊佐町>（以下「3学園」という。）は、昭和20～30年代に設置されて以来、児童福祉法に定める知的障がい児施設として、知的障がい児の入所による療育支援を行ってきた。また、近年は、障がい児の在宅支援ニーズに応えるため、3学園とも障害者自立支援法に基づく短期入所事業や日中一時支援事業を実施するほか、発達障がい児を主たる対象とした療育相談事業を実施している。

[概要]

(1) 最上学園

- ・所在地：新庄市大字松本 55-1
- ・敷地面積：11,514 m² ・建物面積：2,468 m²
- ・職員数：32名、嘱託職員等6名（平成23年4月1日）

(2) やまなみ学園

- ・所在地：長井市今泉字山田 1812-21
- ・敷地面積：13,809 m² ・建物面積：2,660 m²
- ・職員数：38名、嘱託職員等6名（平成23年4月1日）

(3) 鳥海学園

- ・所在地：飽海郡遊佐町藤崎字茂森 14-1781
- ・敷地面積：16,059 m² ・建物面積：2,769 m²
- ・職員数：40名、嘱託職員等5名（平成23年4月1日）

[沿革]

(1) 最上学園

- ・昭和26年11月 開設
- ・平成12年4月 園舎新築
- ・平成18年10月 改正児童福祉法の規定に基づく指定知的障害児施設に指定

(2) やまなみ学園

- ・昭和37年8月 開設
- ・平成10年4月 園舎新築
- ・平成18年10月 改正児童福祉法の規定に基づく指定知的障害児施設に指定

(3) 鳥海学園

- ・昭和39年4月 開設（遊佐町吹浦）
- ・平成11年4月 園舎新築移転（遊佐町藤崎）
- ・平成18年10月 改正児童福祉法の規定に基づく指定知的障害児施設に指定

[入所定員及び入所現員（H23.4.1）]

	定員	現員
○最上学園	30名	20名
○やまなみ学園	30名	23名
○鳥海学園	30名	19名
計	90名	62名

(2) 知的障がい児施設の持つ課題

①加齢児の移行について

- ・少子化の進展や在宅志向の高まりによって、入所児童数は減少傾向にあるが、入所児童の重度化が進み、3 学園とも、18 歳を過ぎても成人施設等に移行できない加齢児の入所者が存在する。
- ・加齢児の入所については、児童福祉法の改正※によって、早期に解消しなければならない状況にある。

《H13 と H23 の入所児童比較(4/1 現在)》

	H13 入所児童数 (内加齢児数)	H23 入所児童数 (内加齢児数)
最上学園	21名 (13名)	20名 (2名)
やまなみ学園	28名 (12名)	23名 (9名)
鳥海学園	27名 (15名)	19名 (6名)
計	76名 (40名)	62名 (17名)

※児童福祉法の改正

H24.4.1 より知的障がい児施設は(福祉型)障がい児入所施設に名称が変わり、原則として 18 歳以上の者は入所できなくなる(特に必要があると認める場合は 19 歳まで入所可)。経過措置として、現入所者で 18 歳以上の者については、6 年以内 (29 年度末まで) に成人施設等へ移行しなければならない。

②在宅支援 (発達障がい支援) について

- ・発達障がい支援については、総合療育訓練センター (以下「センター」という。) の一極集中がなかなか緩和されず、初診待ち長期化 (約 6 ヶ月) の状態が続いている。
- ・発達障がいの支援については、早期発見・早期療育が極めて重要であり、センターの診断・治療の効率化を図るためにも、身近な地域における療育相談・支援体制の構築が急務となっている。

(3) 知的障がい児施設の役割や機能の見直し方針

①加齢児の移行促進と勤務体制の見直しについて

- ・知的障がい児施設は児童の施設であり、処遇の安全面からも、また児・者それぞれの成長という観点からも、加齢児の入所者はできるだけ速やかに成人施設等に移行することが望ましい。
- ・そのためには、障がい者の福祉サービスを所管する市町村及び成人施設を運営する事業者と連携を図りながら、加齢児の入所者ができるだけスムーズに成人施設等へ移行できるような仕組みづくりを検討し、経過措置期間内の移行を確かなものにしていく必要がある。
- ・また、今後の加齢児の移行と入所児童数の減少を踏まえた、効率的な勤務体制を検討していく必要がある。

②発達障がい支援体制の強化について

- ・3学園には、身近な療育支援機関として、相談支援体制の充実が求められているほか、地域の中核的支援機関として、保育所や児童デイサービス等への指導的役割が求められている。
- ・そのため、3学園に療育相談の専門職員を配置し相談機能を高めると共に、地域の中核的療育支援機関として、障害者自立支援法に基づく障がい児等療育支援事業※を実施することを検討する。

※障がい児等療育支援事業

障害者自立支援法に定める都道府県地域生活支援事業の中の「専門性の高い相談支援事業」の1メニュー。身近な地域で療育指導等が受けられる療育環境の充実を図ることを目的として、外来による専門的な療育相談、指導や、障がい児の通う保育所や障がい児通園事業等の職員の療育技術の指導等を行う。

③一部業務の民間委託について

- ・警備部門については、現在嘱託職員で対応しており、民間委託の方がコスト高となることから、直営が望ましいと考えられる。
- ・給食部門については、他県調査の結果、民間委託の割合は約50%で、コスト削減等のメリットだけでなく、厨房とのコミュニケーション制限（直接依頼ができない等）のデメリットも指摘されている。
- ・また、現在、国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、障がい児施設を小規模化し、できるだけ家庭に近い環境で療育できるよう整備すべきとの議論がなされていることから、今後の新制度の動向を踏まえつつ、委託実施は慎重に判断すべきと考えられる。

(4) 知的障がい児施設の組織・運営形態等の見直し内容及び実施時期

①入所部門

- ・加齢児の移行（入所児童の減少）を踏まえた勤務体制の見直しを行い、夜勤体制を現行の4人体制から3人体制に変更することを検討する。

《見直しの実施時期》

- ・平成25年4月実施を検討

②相談支援部門

- ・障がい児等療育支援事業の本格実施に併せて、3学園の療育相談部門に専門職員を配置するなど機能の充実・強化を図っていく。

《見直しの実施時期》

- ・平成25年4月実施を検討